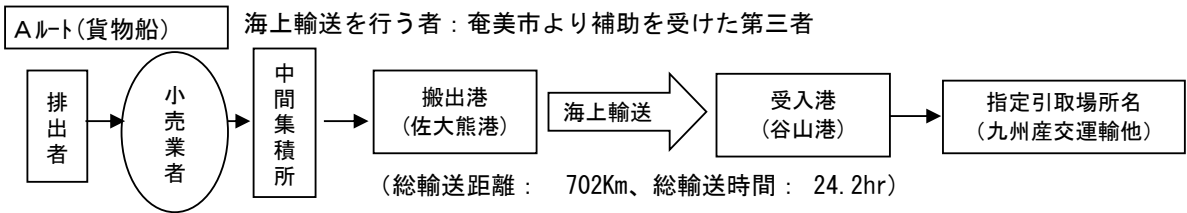


# 平成25年度離島対策事業協力評価報告書

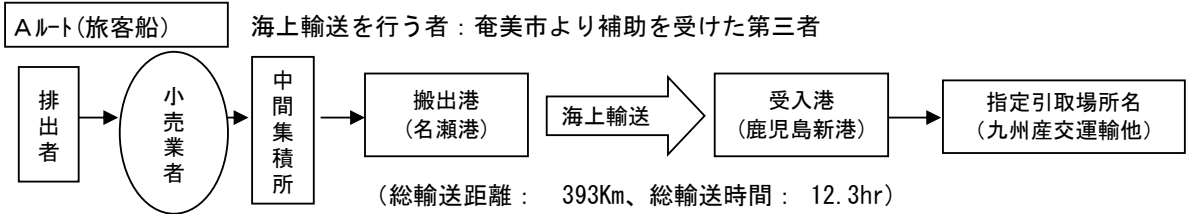
<平成26年7月31日実施>

第三者委員会

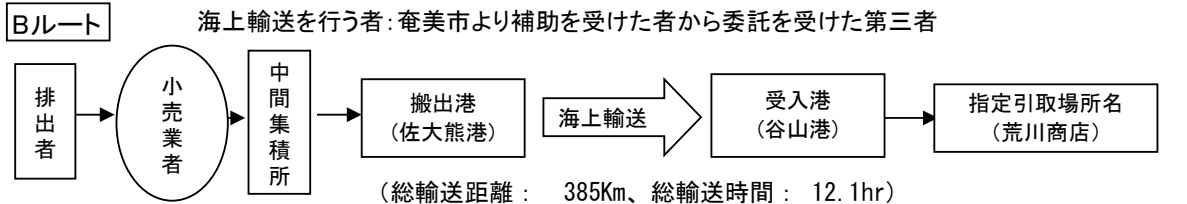
|  |                       |            |
|--|-----------------------|------------|
| No.8   | 都道府県名：鹿児島県            | 市町村等名：奄美市  |
| 対象地域：奄美大島地域<br>(奄美市、龍郷町、大和村、宇検村)   | 世帯数※：24,348           | 人口※：55,895 |
| 事業実施期間：平成25年2月1日～平成26年1月31日  | 海上輸送を行う者：下図に輸送ルート別に記載 |            |
| 3t又は3.4tトラック1台の輸送平均台数：73台 (Aルート)<br>10ftコンテナ1基の輸送平均台数：43台 (Bルート)<br>33台 (Cルート) | 年間の輸送回数：95回           |            |
| 海上輸送の方法：特定家庭用機器廃棄物を積載したトラック又はコンテナを船舶に積み込み輸送する。                                 |                       |            |
| 輸送事業区分：補助事業  | 引渡実績集計方法：協会集計方式       |            |



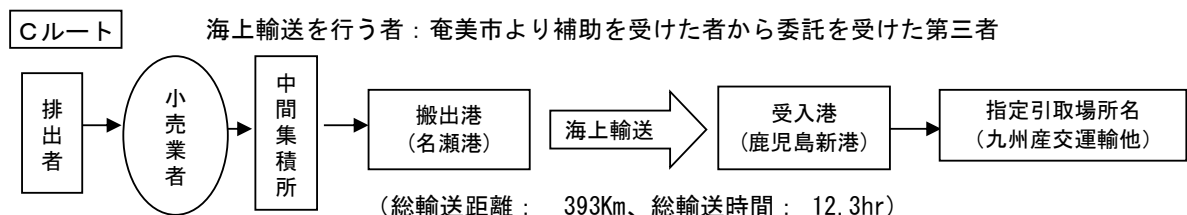
【九州産交運輸】  
 輸送距離：中間集積所→搬出港 (5km) 搬出港→受入港 (692km) 受入港→指定引取場所 (5km)  
 輸送時間：中間集積所→搬出港 (0.1hr) 搬出港→受入港 (24hr) 受入港→指定引取場所 (0.1hr)



【九州産交運輸】  
 輸送距離：中間集積所→搬出港 (3km) 搬出港→受入港 (380km) 受入港→指定引取場所 (10km)  
 輸送時間：中間集積所→搬出港 (0.1hr) 搬出港→受入港 (12hr) 受入港→指定引取場所 (0.2hr)



輸送距離：中間集積所→搬出港 (0km) 搬出港→受入港 (380km) 受入港→指定引取場所 (5km)  
 輸送時間：中間集積所→搬出港 (0hr) 搬出港→受入港 (12hr) 受入港→指定引取場所 (0.1hr)



【九州産交運輸】  
 輸送距離：中間集積所→搬出港 (3km) 搬出港→受入港 (380km) 受入港→指定引取場所 (10km)  
 輸送時間：中間集積所→搬出港 (0.1hr) 搬出港→受入港 (12hr) 受入港→指定引取場所 (0.2hr)

|                     | エアコン    | ブラウン管式<br>テレビ | 液晶式及びプラズ<br>マ式テレビ | 冷蔵庫・<br>冷凍庫 | 洗濯機・<br>衣類乾燥機 | 合計        |
|---------------------|---------|---------------|-------------------|-------------|---------------|-----------|
| 事業実施期間中の<br>輸送量 (台) | 1,272   | 1,230         | 222               | 1,457       | 1,715         | 5,896     |
| 交付した助成金額 (円)        | 877,680 | 479,700       | 86,580            | 1,529,850   | 1,183,350     | 4,157,160 |

※：世帯数及び人口は、平成22年国勢調査値  
 参考：事業協力実施年度 平成21、22、23、24、25、26年度

## I. 輸送の効率化（少頻度多量輸送等）の評価

- Aルート： 年間輸送回数26回、トラック（3t又は3.4t）1台あたり73台輸送しており、覚書に記載された少頻度多量輸送を実施していると認められる。
- Bルート： 年間輸送回数13回、コンテナ（10ft）1基あたり43台輸送しており、覚書に記載された少頻度多量輸送を実施していると認められる。
- Cルート： 年間輸送回数56回、コンテナ（10ft）1基あたり33台輸送しており、覚書に記載された少頻度多量輸送を実施していると認められる。

## II. その他 市町村の責務の遂行状況の評価

- ① 排出者の負担は助成単価と同額分軽減されていると認められる。
- ② 対象地域からの排出量のほぼ全てが、覚書に記載された輸送事業の対象になっていると認められる。
- ③ 奄美市の責務（I. 及びII. ①、②の責務を除く。）は適切に遂行されていると認められる。